

知事意見	事業者の見解
1 工事中または供用後において環境に影響を及ぼす新たな事実が判明した場合には、県および関係市町に報告するとともに、必要に応じて、適切な環境保全措置を講じること。	工事中または供用後において環境に影響を及ぼす新たな事実が判明した場合には、県及び関係市町に報告し、必要に応じて、専門家の意見を伺いながら適切な環境保全措置を講じます。
2 評価書の作成に当たっては、以下のことについて留意すること。	以下のことに留意し、評価書を作成しました。
① 評価については、実行可能な範囲でできる限り回避または低減されているかどうかについて、具体的な数値等を用いるなど、客観的な根拠を示し、その妥当性を明確にすること。	評価書において、さらに客観的な評価となるよう記載内容を検討し、「11. 総合評価」(p281)の記載に反映しました。
② 図表等を用いるなど、住民等に分かりやすい内容とすること。	分かりやすい内容となるよう、留意して評価書を作成しました。また、事業について理解を得られるよう、今後も引き続き住民等に対し分かりやすい情報提供に努めます。